

保険No. 2021-10 2021年12月

インフォメーション

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和3年12月10日付、保医発1210第1号」により、 下記の検査項目診療報酬の算定方法一部変更が通知されましたのでご案内いたします。 お取り計らいの程、お願い申しあげます。

敬具

記

保険収載内容の一部変更項目

- SARS-CoV-2抗原検出
- SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出
- SARS-CoV-2核酸検出
- SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

適 用 日

2021年12月31日(金)から適用

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、感染状況や医療機関での実施状況を踏まえた上で2022年4月1日に再度見直しが行われ、700点となる予定です。



保健科学グループ

保健科学研究所 保健科学東日本 保健科学西日本 〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106

〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673

TEL. 045-333-1661 TEL. 048-543-4000

〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328

TEL. 075-933-6060

保険収載内容の一部変更項目

▼下線部分が追加および変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬点数区分	備考
SARS-CoV-2 抗原検出 (定性・定量)	定性 300点 (150点×2回分) 定量 560点 (280点×2回分)	免疫学的料点	「D012」 感染検査の 「25」「46」	(22) SARS-CoV-2 (新型コロナウイルスをいう。以下同じ。) 抗原検出 (定性・定量) ア SARS-CoV-2抗原検出 (定性) は、当該検査キットが薬事 承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原検別 (COVID-19 (新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。) の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、[25] マイコプラズマ抗原定性 (免疫クロマト法) の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合はは算定できない。

保険収載内容の一部変更項目

▼下線部分が追加および変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
SARS-CoV-2・ インフルエンザ ウイルス 抗原同時検出 (定性)	420点 (210点×2回分)	免疫学的 検査判断料 144点	「D012」 感染症免疫 学的検査の 「39」	(50) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出 (定性) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対してOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原に性、SARS-CoV-2・抗原検出(定性)及びSARS-CoV-2抗原検出(定量)については、別に算定できない。
SARS-CoV-2 核酸検出	検体採取を行った 保険医療機関以外 の施設へ輸送と実 した場合 :1350点※ (450点×3回分) それ以外の場合 :700点 (350点×2回分)	微生物查 150点	「D023」 微生物核 同 検査の 「9」「14」	(17) SARS-CoV-2核酸検出は、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に関り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。なお、検査に用いる検体については、厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針を参照すること。 採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を再度実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定できる。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として入院している者に対しる第型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部な正)」(6和3年2月25日健感発の225第19)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

[※]検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出については、感染状況や 医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点となる予定です。

保険収載内容の一部変更項目

▼下線部分が追加および変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
SARS-CoV-2・ インフルエンザ 核酸同時検出	検体採取を行った 保険医療機関以外 の施設へ輸送して実施 した場合 :1350点※ (450点×3回分) それ以外の場合 :700点 (350点×2回分)	微生物 全 位 位 位 位 150点	「D023」 微生物を定 検 (同定・査の 「9」 [14]	(28) COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法 (定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出(以下、[SARS-CoV-2・インフルエンザが酸同時検出]という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を要託して実施して鳥数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体に関を導に記して実施した点数を連用して算定する。なお、採取した検体を、検体に関して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数を1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として入院している者に対し、場合、かなり流を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、本区分「11」のインフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)については、別に算定できない。

[※]検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ検査を委託する場合のSARS-CoV-2核酸検出については、感染状況や 医療機関での実施状況を踏まえた上で、令和4年4月1日に700点となる予定です。